

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案新旧対照条文

目 次

- 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）（第一条関係）-----
（平成九年法律第六十五号）（抄）（第二条関係）-----
9
- 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律
（平成十二年法律第一百二十五号）（抄）（第三条関係）-----
10
- 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律法律第二百五十二号）（抄）（第四条関係）-----
16
- 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）（第五条関係）-----
17
- 地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）（抄）（附則第三条関係）（附則第三条関係）-----
22
- 檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）（抄）（附則第三条関係）-----
23
- 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）（抄）（附則第三条関係）-----
24
- 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（抄）（附則第三条関係）-----
25
- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律
（昭和二十七年法律第九十三号）（抄）（附則第五条関係）-----
28

- 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法
 (昭和二十九年法律第百四十一号) (抄) (附則第六条関係) 一一
- 國際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律
 (昭和四十五年法律第百十七号) (抄) (附則第六条関係) 一〇
- 國際機関等に派遣される防衛省の職員の待遇等に関する法律
 (平成七年法律第百二十二号) (抄) (附則第六条関係) 一〇
- 独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号 (抄) (附則第六条関係)) 一一
- 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律
 (平成十五年法律第四十号) (抄) (附則第六条関係) 一一
- 国会職員の育児休業等に関する法律 (平成三年法律第百八号) (抄) (附則第八条関係) 一一
- 地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成三年法律第百十号) (抄) (附則第八条関係) 一一
- 裁判官の育児休業に関する法律 (平成三年法律第百一号) (抄) (附則第八条関係) 一一
- 国家公務員の育児休業等に関する法律 (平成三年法律第百九号) (抄) (附則第十条関係) 一一
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律
 (平成十七年法律第百十三号) (抄) (附則第十一条関係) 一一
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律
 (平成十七年法律第百十三号) (抄) (附則第十一条関係) 一一

(平成二十年法律第九十四号) (抄) (附則第十二条関係) ——

- 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

(平成二十年法律第九十八号) (抄) (附則第十三条関係) ——

- 被扶養者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(平成二十一年法律第一号) (抄) (附則第十四条関係) ——

- 防衛省設置法等の一部を改正する法律 (平成二十一年法律第一号) (抄) (附則第十五条関係) ——
- 国家公務員法等の一部を改正する法律 (平成二十一年法律第一号) (抄) (附則第十六条関係) ——

則俸管則区階る手スかき考用が
で給理で分、研当タか人事院に考慮して
額定月又定に職究及ツわ人事院に考慮して
をめ額はめ応務員びフら職員の考用が
第るに監るじの調広職ず規則で定めるもの
二割百督割て級等手当異動手当規則で定めるもの
の合分の地を乗じて得た超えな規に
期未手当基底額とする。し園で職給ら
で給理で分、研当タか人事院に考慮して
額定月又定に職究及ツわ人事院に考慮して
をめ額はめ応務員びフら職員の考用が
第るに監るじの調広職ず規則で定めるもの
二割百督割て級等手当異動手当規則で定めるもの
の合分の地を乗じて得た超えな規に
期未手当基底額とする。し園で職給ら

給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月におけるその者の在職期間の次の各号に指定する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の九十五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(略)

3 (略)
一(四) (略)
同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の四十」と、「百分の五十」とあるのは「百分の五十」とする。

54 (略)
行政職員に対する前項の規定の適用については、各俸給表の適用度等を考慮してこれに相当する職員で職務の複雑、困難及び困難として当該各号に定めた割合を乗じて得た額とする。

し則俸管則区階る手スかき考用が
たで給理で分、研当タか人事院に考慮して
額定月又定に職究及ツわ人事院に考慮して
をめ額はめ応務員びフら職員の考用が
第るに監るじの調広職ず規則で定めるもの
二割百督割て級等手当異動手当規則で定めるもの
の合分の地を乗じて得た超えな規に
期未手当基底額とする。し園で職給ら
で給理で分、研当タか人事院に考慮して
額定月又定に職究及ツわ人事院に考慮して
をめ額はめ応務員びフら職員の考用が
第るに監るじの調広職ず規則で定めるもの
二割百督割て級等手当異動手当規則で定めるもの
の合分の地を乗じて得た超えな規に
期未手当基底額とする。し園で職給ら

はいては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(略)
一(四) (略)
同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の四十」と、「百分の五十」とあるのは「百分の五十」とする。

した額を第二項の期末手当基礎額とする。

6 (略)

(勤勉手当)

(略)

第十九条の七 (勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合におい手當の額の、その者に所属する次の各号に掲げる勤勉の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員には、退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員において同じ。)において受けるべき扶養手当並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十五(特定幹部職員については、百分の九十五)を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
ロ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の三十五(特定管理職員につては、百分の四十五)、十二月に支給する場合においては百分の四十五(特定管理職員につては、百分の四十)、十二月に支給する場合においては百分の四十五(特定幹部職員につては、百分の五十)を乗じて得た額の総額

2 第十九条の七 (勤勉手当)

(略)

勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合におい手當の額の、その者に所属する次の各号に掲げる勤勉の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員には、退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員において同じ。)において受けるべき扶養手当並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十五(特定幹部職員については、百分の九十五)を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の三十五(特定幹部職員につては、百分の四十五)、十二月に支給する場合においては百分の四十五(特定幹部職員につては、百分の五十)を乗じて得た額の総額

十（特定管理職員にあつては、百分の五十）を乗じて得た額の総額
口 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五を乗じて得た額の
総額
35 (略)

(削る)

35 (略)

(期末特別手当)

第二十九条の八 期末特別手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの人を「基準日」といふ。）にそれぞれ在職する指定職俸給表の適用を受けた職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡した職員で指定職俸給表の適用を受けていたものは、死亡した職員で指定職俸給表の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

二 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百七十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び当該在職期間における勤務の状況に照らして勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ各府の長又はその委任を受けた者が人事院規則の定める基準に従つて定める額を減じて得た額）とする。

二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十

三箇月以上五箇月未満 百分の六十
三箇月未満 百分の三十
同項中「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百七十五」とあるのは「百分の九十五」とする。

4 第二項の各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則の定める基準に従つて定める額は、期末特別手当の支給を受ける職員が同項に規定する在職期間において国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、次項に規定するそれぞれの月額の合計額に百分の二十を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる第二項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項各号に定める割合を乗じて得た額を超えるものであつてはならない。
5 第二項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額に、当該合計額に百分の二十を乗じて得た額（人事院規則で定める職員以外の職員については、その額に俸給月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額）を加算した額とする。
6 第二項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
7 第十九条の五及び第十九条の六の規定は、第一項の規定による期末特別手当の支給について準用する。この場合において、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは「第十九条の八第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（第十九条の八第一項

に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。」から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する人事院規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）
第十九条の八 第十条から第十一條の二まで、第十一條の十、第十三条、第十六条から第十八条まで及び第十九条の二の規定は、指定職俸給表の適用を受ける職員には適用しない。
2・3 （略）

（俸給の特別調整額、扶養手当等の支給方法）
第十九条の九 傅給の特別調整額、扶養手当、地域手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関する必要な事項は、人事院規則で定める。

（特定の職員についての適用除外）
第十九条の九 第十条から第十一條の二まで、第十一條の十、第十三条、第十六条から第十八条まで、第十九条の二、第十九条の四及び第十九条の七の規定は、指定職俸給表の適用を受ける職員には適用しない。
2・3 （略）

第二十三条（休職者の給与）

3 職員が結核性疾患にかかり国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、扶養手当、居住手当及び期末手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。
3 職員が前二項以外の心身の故障により国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、扶養手当、居住手当及び期末手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。
3 職員が前二項以外の心身の故障により国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、扶養手当、居住手当及び期末手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

第二十三条（休職者の給与）

3 職員が結核性疾患にかかり国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、扶養手当、居住手当及び期末手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。
3 職員が前二項以外の心身の故障により国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、扶養手当、居住手当及び期末手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

(略)

職員が国家公務員法第七十九条に基づく人事院規則で定める場合に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、人事院規則の定めるところに従い、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

8 | 1
8 | 7
8 | 附
(略)
と、同条第三項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十」とあるのは「百分の七十五」とあるのは「百分の百二十一」とあるのは「百分の百二十」とあるのは「百分の百一十五」とあるのは「百分の一百一十五」とあるのは「百分の一百一十五」とあるのは「百分の一百二十」とあるのは「百分の一百四十」とあるのは「百分の七十」とあるのは「百分の七十五」とあるのは「百分の一百二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第二項の中「百分の百四十」とあるのは「百分の百二十」とあるのは「百分の七十五」とあるのは「百分の一百二十一」とあるのは「百分の一百二十」とあるのは「百分の一百一十五」とあるのは「百分の一百一十五」とあるのは「百分の一百二十」とあるのは「百分の七十五」とあるのは「百分の一百四十」とあるのは「百分の七十」とあるのは「百分の七十五」とあるのは「百分の一百二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当の規定の適用については、第十九条の四第二項の規定の適用については、第十九条の五及び第十九条の六の規定を準用する。この場合において、第十九条の五及び第十九条の六の規定を準用する。この場合は、第二十三条第七項」と読み替え第一項」とする。この場合は、「第二十三条第七項」と読み替え第一項」とする。この場合は、「第二十三条第七項」と読み替え第一項」とする。

8 | 1
8 | 7
8 | 附
(略)
と、同条第三項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十」とあるのは「百分の七十五」とあるのは「百分の一百二十一」とあるのは「百分の一百二十」とあるのは「百分の一百一十五」とあるのは「百分の一百一十五」とあるのは「百分の一百二十」とあるのは「百分の七十五」とあるのは「百分の一百四十」とあるのは「百分の七十」とあるのは「百分の七十五」とあるのは「百分の一百二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第二項の中「百分の百四十」とあるのは「百分の百二十」とあるのは「百分の七十五」とあるのは「百分の一百二十一」とあるのは「百分の一百二十」とあるのは「百分の一百一十五」とあるのは「百分の一百一十五」とあるのは「百分の一百二十」とあるのは「百分の七十五」とあるのは「百分の一百四十」とあるのは「百分の七十」とあるのは「百分の七十五」とあるのは「百分の一百二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当の規定の適用については、第十九条の四第二項の規定の適用については、第十九条の五及び第十九条の六の規定を準用する。この場合において、第十九条の五及び第十九条の六の規定を準用する。この場合は、第二十三条第七項」と読み替え第一項」とする。この場合は、「第二十三条第七項」と読み替え第一項」とする。

(略)

職員が国家公務員法第七十九条に基づく人事院規則で定める場合に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、人事院規則の定めるところに従い、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

8 | 1
8 | 7
8 | 附
(略)
と、同条第三項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十」とあるのは「百分の七十五」とあるのは「百分の一百二十一」とあるのは「百分の一百二十」とあるのは「百分の一百一十五」とあるのは「百分の一百一十五」とあるのは「百分の一百二十」とあるのは「百分の七十五」とあるのは「百分の一百四十」とあるのは「百分の七十」とあるのは「百分の七十五」とあるのは「百分の一百二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第二項の中「百分の百四十」とあるのは「百分の百二十」とあるのは「百分の七十五」とあるのは「百分の一百二十一」とあるのは「百分の一百二十」とあるのは「百分の一百一十五」とあるのは「百分の一百一十五」とあるのは「百分の一百二十」とあるのは「百分の七十五」とあるのは「百分の一百四十」とあるのは「百分の七十」とあるのは「百分の七十五」とあるのは「百分の一百二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当の規定の適用については、第十九条の四第二項の規定の適用については、第十九条の五及び第十九条の六の規定を準用する。この場合において、第十九条の五及び第十九条の六の規定を準用する。この場合は、第二十三条第七項」と読み替え第一項」とする。この場合は、「第二十三条第七項」と読み替え第一項」とする。

分の七十五」とあるのは「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の四十」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の七十五」と、「百分の八十五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の八十五」と、同号口中「百分の八十五」とあるのは「百分の七十五」と、同項第二号イ中「百分の三十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分的四十五」とあるのは「百分的四十」と、「百分的四十」とあるのは「百分的四十」とする。

○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（第二条関係）
 (傍線部分は今回改正部分)

改 正 案	現 行
附 則	附 則
2 (平成二十一年六月に支給する期末手当に関する特例 (平成二十二年六月に支給する期末手当に関する第七 条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百 六十、」とあるのは、「百分の百四十五、」とする。 措置)	2 (国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する 特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)の一部を次 のようにより改正する。 第七条第一項に次の一号を加える。 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時 間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号) (第六条から第八条までの規定)
3 (研究交流促進法の一部改正) 研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七号)の 一部を次のように改正する。 第二条第二項第一号中「定める者」の下に「並びに 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特 例に関する法律(平成九年法律第六十五号)第六条第 一項又は第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員 (次条において「任期付研究員俸給表適用職員」とい う。)」を加える。 第三条中「前条第二項第二号に規定する者を除く。 次条」を「前条第二項第一号に規定する者(任期付研 究員俸給表適用職員を除く。)に限る。次条第二項」 に改める。 第四条第一項中「研究公務員」の下に「(第二一条第 二項第二号に規定する者を除く。)」を加える。	3 (国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する 特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)の一部を次 のようにより改正する。 第七条第一項に次の一号を加える。 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時 間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号) (第六条から第八条までの規定)

○ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五条号）（第三条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

（特定任期付職員に対する在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定の適用）

第九条 特定任期付職員に対する在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十号）第二条第一項及び第三項、第三条並びに第四条第一項の規定の適用については、同法第二条第一項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、同条第三項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とある「除く。」とある。勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とあるのは「除く。」及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とあるのは「除く。」とある。勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とあるのは「除く。」とあるのは「除く。」及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とあるのは「除く。」とある。

現 行

（特定任期付職員に対する在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定の適用）

第九条 特定任期付職員に対する在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十号）第二条第一項及び第三項、第三条並びに第四条第一項の規定の適用については、同法第二条第一項中「期末特別手当」と、同条第三項中「及び期末特別手当」とあるのは「期末特別手当、特定任期付職員業績手当」とあるのは「除く。」及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」と、同法第三条及び第四条第一項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とあるのは「除く。」とあるのは「除く。」及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」と、同法第三条及び第四条第一項中「及び期末特別手当」とあるのは「、期末特別手当及び特定任期付職員業績手当」とあるのは「除く。」とあるのは「除く。」及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」と、同法第三条及び第四条第一項中「及び期末特別手当」とあるのは「、期末特別手当及び特定任期付職員業績手当」とあるのは「除く。」とある。

附 則

（平成二十二年六月に支給する期末手当に関する特例）

措置

る。

の百六十、「とあるのは、「百分の百四十五、」とす

（弁護士法の一部改正）

附 則

（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一
部を次のように改正する。
第三十条第一項ただし書中「公職につき」を「公職
に就き、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に
する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第五条第
一項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二

百九十九号)において準用する場合を含む。)に規定する任期付職員となり」に改める。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第三条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のようにより改める。

第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げる。第二号の次に次の一号を加える。
三 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)(第十一条の規定を除く。)

(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正)

第四条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のようにより改める。

第五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)第七条第一項に規定する特定任期付職員に対しては、前項の規定にかかわらず、同項の定時制通信教育手当は、支給しない。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)
第五条 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。
第七条第一項に次の一号を加える。

八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条から第九条までの規定

（農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部改正）

第六条 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和三十二年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条第一項に規定する特定任期付職員に対しては、前二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する産業教育手当は、支給しない。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第七条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

① 第六十八条の二中「第七号」を「第八号」に改める

（研究交流促進法の一部改正）

第八条 研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

② 第二条第二項第一号中「、同法別表第七」を「同法別表第七」に、「同法別表第六」を「同項の規定に基づき同法別表第六」に、「及び一般職の職員の給与に

関する法律」を「、同項の規定に基づき一般職の職員の給与に関する法律」に、「職員のうち」を「職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条第一項の規定に基づき同項に規定する俸給表の適用を受ける職員のうち」に改め、「第二項」の下に「の規定に基づきこれらの規定」を加える。

第三条中「規定する者（一）の下に「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第五条第一項に規定する任期付職員及び」を加える。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

第九条一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の二条を加える。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の適用除外）
第九条一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）の規定は、研究業務に従事する職員には適用しない。

（大学の教員等の任期に関する法律の一部改正）
第十条大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。
本則に次の二条を加える。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の適用除外）
第七条一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）の規定

は、国家公務員である教員等には適用しない。

(独立行政法人通則法の一部改正)

第十一條 独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三十号）の一部を次のようにより改正する。

第五十九条第一項に次の二号を加える。

八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条から第九条までの規定

(国家公務員倫理法の一部改正)

第十二条 国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）の一部を次のようにより改正する。

第二条第二項第一号の次に次の二号を加える。

一の二 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）以下この条において「任期付職員法」という。) 第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員

第二条第三項第一号の次に次の二号を加える。

一の二 任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、同表四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの

第二条第四項第一号の次に次の二号を加える。
一の二 任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、同表七号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第十三条 中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第二百六十号）の一部を次のようにより改正する。

五百三十二条のうち高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第五条の改正規定中「同条第二項」を「

同条第三項」に改める。

第五百四十四条のうち農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律第三条第三項の改正規定中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改める。

(独立行政法人大学入試センター法の一部改正)

第十四条 独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第一百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条のうち大学の教員等の任期に関する法律第六条の次に一条を加える改正規定中「第六条」を「第七条を第八条とし、第六条」に改める。

(独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十五条 独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第六条のうち一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第十条を同法第十一条とし、同法第九条を同法第十条とし、同法第八条の次に一条を加える改正規定中「第十条を」を「第十一条を第十二条とし、第十条を」に改める。

第十六条のうち研究交流促進法第三条の改正規定中「及び第三号」に「の下に「、「任期付職員及び」を「任期付職員並びに」に」を加える。

附則第五条のうち裁判所職員臨時措置法の改正規定中「第八号中」を「本則中「内閣総理大臣」」の下に「、「総務大臣」」を加え、本則第九号中」に改める。

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（第四条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

5 | 1
| 4 附 則
平成二十一
年六月に支給する内閣總理大臣等（秘書
官を除く。）の期末手当に関する第七条の二の規定の
適用については、同一条ただし書中「百分の百六十、」
とあるのは、「百分の百四十五、」とする。

現 行

1
| 4 附 則
（略）

改 正 案

第十八条の二 職員（予備自衛官等及び学生を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めることとされていいる事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）に規定の「と、同項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表の」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項第一号口及び第二号口中「指定職俸給表」とあるの額を計算した勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を除く。）とし、當外手当を受ける職員に支給する法律第六条の規定の基礎となる俸給等の合計額は、當外手当の額を考慮する。當外手当の額を含む。）」と並び、一般的な勤勉手当の額を考慮する。

2

（略）

現 行

第十八条の二 職員（予備自衛官等及び学生を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めることとされていいる事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）に規定の「と、同項中「職務の級等」とあるのは、「職務の級、階級等」とし、當外手当を受ける職員に支給する法律第六条の規定の基礎となる俸給等の合計額は、當外手当の額を考慮した勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を除く。）と並び、一般的な勤勉手当の額を考慮する。

(削る)

	<p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第二十二条の二 第十一条の二から第十二条まで、第十四条(地域手当、広域異動手当、通勤手当、单身赴任手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当に係る部分を除く。)及び前条の規定は、第六条の規定の適用を受ける職員には適用しない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第二十二条の二 第十一条の二から第十二条まで、第十四条(地域手当、広域異動手当、通勤手当、单身赴任手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当に係る部分を除く。)及び前条の規定は、第六条の規定の適用を受ける職員には適用しない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第二十二条の三 第十一条の二から第十二条まで、第十四条(地域手当、広域異動手当、通勤手当、单身赴任手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当に係る部分を除く。)及び前条の規定は、第六条の規定の適用を受ける職員には適用しない。</p> <p>2 (略)</p>
	<p>(休職者の給与)</p>	<p>(休職者の給与)</p>	<p>(休職者の給与)</p>
	<p>(休職者の給与)</p>	<p>(休職者の給与)</p>	<p>(休職者の給与)</p>

第二十三条 (略)

職員が結核性疾患にかかり、長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域手当、異動手当、住居手当、當外手当及び期末手当（以下この条及び次条において「俸給等」という。）の百分の八十を支給することができます。

65

(略)
第二項、第三項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内では第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職の国家公務員の期末手当に係る基準日前一箇月以内に退職し、若しくは自衛隊法第三十八条第一項第一号に該当して同条第二項の規定により失職し、又は死亡したときは、当該基準日につきの限りでない。

定は法による第十項に前項の規定の適用を受けた職員が第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職給のうち、その六第一項各号のいづれかに該当する者である場合に支給すべき期未手当に該当する一般的職給に支給する場合の六の関し合与第一

7

第十項においてその例によることとされる一般職給のうち、その六第一項各号のいづれかに該当する者である場合に支給すべき期未手当に該当する一般的職給に支給する場合の六の関し合与第一

第二十三条 (略)

職員が結核性疾患にかかり、長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域手当、異動手当、住居手当、當外手当及び期末手当（以下この条及び次条において「俸給等」という。）の百分の八十を支給することができます。

65

(略)
第二項、第三項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内では第十八条の二第一項又は第十八条第三第一項においてその例によることとされる一般職の国家公務員の期末手当又は期末特別手当に係る基準日前一箇月以内に退職し、若しくは自衛隊法第三十八条第一項第一号に該当して同条第二項の規定により失職し、又は死亡したときは、当該基準日に在職する第二項、第三項又は前項の例による額の期末手当又は期末特別手当を支給することができる。

准用する一般職給与法第十九条の五各号のいづれかに

該当する者である場合若しくは第十八条の三第一項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の八第七項において準用する一般職給与法第十九条の六第一項各号のいずれかに該当する場合におけるその者に支給すべき期末手当又は期末特別手当の支給に

8 第十八条の二第二項の規定は、前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の六第二項に規定する一時差止処分について準用する。

第二十四条 職員が停職にされた場合において、停職の期間中特に勤務することを命ぜられたときは、その勤務した期間これにその者の受けるべき俸給等（期末手当を除く。次項において同じ。）を支給する。
（停職中に勤務することを命ぜられた者の給与）

2 前項の職員が特に勤務することを命ぜられたことにより第十四条（地域手当、広域異動手当及び住居手当に係る部分を除く。）、第十六条、第十七条及び第八条の二第一項に規定する手当を支給されるべき場合は、前項の俸給等に併せてこれらの手当を支給する。

第二十四条 職員が停職にされた場合において、停職の期間中特に勤務することを命ぜられたときは、その勤務した期間これにその者の受けるべき俸給等（期末手当及び期末特別手当を除く。次項において同じ。）を支給する。
（停職中に勤務することを命ぜられた者の給与）

8 第十八条の二第二項の規定は、前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の六第二項に規定する一時差止処分及び前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の八第七項において準用する一般職給与法第十九条の六第二項に規定する一時差止処分について準用する。

4 1
4 3
若年定年退職者が第二十七条の八第一項の規定により給付則（略）

4 1
4 3
若年定年退職者が第二十七条の八第一項の規定により給付則（略）

付金を支給しないこととされた後禁錮以上の刑に処せられた場合及び同条第三項の規定による返納をした場合には、国家公務員共済組合法附則第十二条の九第三項の規定は、適用しない。

5 | 平成二十一年六月に支給する学生の期末手当に関する第二十五条第三項の規定の適用については、同項中の「百分の百六十、」とあるのは、「百分の百四十五、」とする。

6 | この附則に定めるもののほか、この法律施行のための必要な経過措置は、政令で定める。

付金を支給しないこととされた後禁錮以上に処せられた場合及び同条第三項の規定による返納をした場合には、国家公務員共済組合法附則第十二条の九第三項の規定は、適用しない。

5 | この附則に定めるもののほか、この法律施行のための必要な経過措置は、政令で定める。

（傍線部分は今回改正部分）

改
正
案

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員会若しくは委員の事務局長若しくは書記その他の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

(2) 給料及び旅費を支給しなければならない。

(3) 例で給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、第一条でこれを定めなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務局長若しくは書記その他の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

(2) 給料及び旅費を支給しなければならない。

(3) 例で給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、第一条でこれを定めなければならない。

現
行

○ 檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）（附則第三条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第四条 檢察官法第二十四条の規定により欠位を待つこととを命ぜられた検察官には、引き続き扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。	第四条 檢察官法第二十四条の規定により欠位を待つこととを命ぜられた検察官には、引き続き扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当を支給する。

（傍線部分は今回改正部分）

			改 正 案
2 ・七 3 （略） （略）	六 るに酬律給給適 もつにの与与用期 のい該規（のを いて當定報う受 いはしに酬ちけ う、な基に期る 。こいづ該末職 れ給く当手員一 ら与給し當に、 に与な、つ勤い 準限のい勤い ずる。ち与手は 給とし、定政に としてそめ及令 政のそる及びで 令他もびでう での他定基法 定職（のめづ め員報法るくの	五一 との勉て十 し法手は五 同法規（の 第般職の職員 給与に關する （昭和二 般職の職員 給与に適用を 受けのうち期 末手当につ勤 く給与のうち 政令で定めた に准め及び給 するもびの給 給の他勤い二 （略）	第二 （定義） （略） （略）
2 ・七 3 （略） （略）	六 し、定。他給適 てそめ。政與期 政のそる及令 令他もびでう での他定ちけ 定職（のめづ め員報法る末 もつにのい該 いて當定報勤 いはしに酬勉 う、な基に手 。こいづ該當 れ給く当期 ら与給しな に准限のい ずる。ち与手 給とし、定政 としてそめ及 政のそる及び 令他もびでう での他定基法 定職（のめづ め員報法るくの	五一 勉て十 手は、五 同法規（の 第般職の職員 給与に適用を 受けのうち期 末手当につ勤 く給与のうち 政令で定めた に准め及び給 するもびの給 給の他勤い二 （略）	第二 （定義） （略） （略）

○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（附則第三条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

第一項 第二条 第六号	(略)	第二条 第一百四十二条 (略) (国の職員の取扱い)	第二条 第一百四十二条 (略) (略)
て受條十二地方はけの七十規号る職定同員の法第適用に適二つ二項いを	(略)	地方自治法（昭和二十二年法律第六百四十二条（略）（国の職員の取扱い））	地方自治法（昭和二十二年法律第六百四十二条（略）（略））

現 行

第一項 第二条 第六号	(略)	第二条 第一百四十二条 (略) (国の職員の取扱い)	第二条 第一百四十二条 (略) (略)
て受けの規定同員の法第適用に適二つ二項いを	(略)	地方自治法（昭和二十二年法律第六百四十二条（略）（国の職員の取扱い））	地方自治法（昭和二十二年法律第六百四十二条（略）（略））

2 第

(略)	(略)	(略)	(略)
、で勉うにて受条十二地方そ定手ち規はけの七十方のめ当期定、る規号二自治他るそ末す同職定の手の手る条員の第法法職当他當手第に適二律（員と政、当二つ用百第昭にし令勤の項いを四六和	(略)	(略)	ののつ、で勉うに規定する手いそ定手ち期定する他のめ当期定の手には准、準ずる手の職當他政員とし令勤の

2 第

(略)	(略)	(略)	(略)
定手め当るそ当期定の手の当政未とし令特、で別勤の項いを四六和	(略)	(略)	勉うち期定する手当、期定する手の他政未とし令勤の

(略)	
(略)	ついては、これら の手当には、これら のとしめるもの の政令で定められた 政令で定めるもの の定めるものに相当するも
(略)	

(略)	
(略)	その他の職員につ ては、これららの手 当には、これらのと しめるもの政令で定 められた政令で定め るものに相当するも
(略)	のとして政令で定め るものに相当するも

○ 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）
（附則第五条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

	改 正 案	現 行
2 3 （略）	<p>（在外職員の給与）</p> <p>第二条 在外公館に勤務する外務公務員（以下「在外職員」という。）には、大使及び公使にあつては俸給、期末手当及び在勤手当、大使及び公使以外の在外職員にあつては俸給、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び在勤手当を支給する。</p> <p>（略）</p> <p>3 2 大使及び公使以外の在外職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当は、この法律中に特別の規定がある場合を除くほか、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第十五条の規定を除く。）の規定に基づいて支給する。</p> <p>（給与の支払）</p> <p>第三条 在外職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の支払は、当該在外職員が指定する者によることができる。</p> <p>（給与の支給方法）</p> <p>第四条 在外職員の給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、特別職の職員の給与に関する法律第九条及び第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律第九条及び第十九条の十の規定にかかるらず、毎月一回その給与の月額をその月の下旬に支給する。</p>	<p>（在外職員の給与）</p> <p>第二条 在外公館に勤務する外務公務員（以下「在外職員」という。）には、大使及び公使にあつては俸給、期末手当及び在勤手当、大使及び公使以外の在外職員にあつては俸給、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び在勤手当を支給する。</p> <p>（略）</p> <p>3 2 大使及び公使以外の在外職員の俸給、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当は、この法律中に特別の規定がある場合を除くほか、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第十五条の規定を除く。）の規定に基づいて支給する。</p> <p>（給与の支払）</p> <p>第三条 在外職員の俸給、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支払は、当該在外職員が指定する者によることができる。</p> <p>（給与の支給方法）</p> <p>第四条 在外職員の給与（期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を除く。）は、特別職の職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律第九条及び第十九条の十の規定にかかるらず、毎月一回その給与の月額をその月の下旬に支給する。</p>

○

国有林野事業を行う国の經營する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）
 （附則第六条関係）
 （傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
<p>3 第七条（略） （他の法律の適用除外等）</p> <p>2 第四条に規定する給与準則は、国家公務員法第八十条第四項の規定の適用については、同項の給与準則とみなす。</p> <p>3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百七十号）第五条の規定の適用については、同条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当」のそれぞれ百分の百以内とあるのは「給与」とし、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける場合にあつては、同法第三条の第一項に規定する特例法（経営する企業に勤務する職員の給与准則二）の規定による）」とあるのは「給与」とし、同条第四項の規定の適用を受ける場合にあつては、同条第一項に規定する特例法（経営する企業に勤務する職員の給与准則二）の規定による。</p> <p>4 「とあるのは「国有林野事業を行ふ場合にあつては、同法第三条の第一項に規定する特例法（経営する企業に勤務する職員の給与准則二）の規定による」とする。（略）</p>	<p>3 第七条（略） （他の法律の適用除外等）</p> <p>2 第四条に規定する給与準則は、国家公務員法第八十条第四項の規定の適用については、同項の給与準則とみなす。</p> <p>3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百七十号）第五条の規定の適用については、同条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当」のそれぞれ百分の百以内とあるのは「給与」とし、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける場合にあつては、同法第三条の第一項に規定する特例法（経営する企業に勤務する職員の給与准則二）の規定による）」とあるのは「給与」とし、同条第四項の規定の適用を受ける場合にあつては、同条第一項に規定する特例法（経営する企業に勤務する職員の給与准則二）の規定による。</p> <p>4 「とあるのは「国有林野事業を行ふ場合にあつては、同法第三条の第一項に規定する特例法（経営する企業に勤務する職員の給与准則二）の規定による」とする。（略）</p>

○ 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）（附則第六条
関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
2 (略) <p>（派遣職員の給与） 第五条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、居住手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p>	2 (略) <p>（派遣職員の給与） 第五条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、居住手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p>

○ 國際機関等に派遣される防衛省の職員の待遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）（附則第六条関係）
(傍線部分は今回改正部分)

改 正 案	現 行
2 (略) <p>（派遣職員の給与） 第五条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、當外手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p>	2 (略) <p>（派遣職員の給与） 第五条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、當外手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p>

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）（附則第六条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

32 第五十九条（略）
（職員に係る他の法律の適用除外等）

4
5
6
（略）

公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百七号）第五条及び第六条第三項の規定の適用につい当ては、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、住居手当、地域手当」を「俸給、扶養手当、住居手当、地域手当」とする。公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百七号）第五条及び第六条第三項の規定の適用につい當ては、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、住居手当、地域手当」を「俸給、扶養手当、住居手当、地域手当」とする。

（職員に係る他の法律の適用除外等）

（職員に係る他の法律の適用除外等）

現 行

32 第五十九条（略）
（職員に係る他の法律の適用除外等）

4
5
6
（略）

公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百七号）第五条及び第六条第三項の規定の適用につい當ては、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、住居手当、地域手当」を「俸給、扶養手当、住居手当、地域手当」とする。公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百七号）第五条及び第六条第三項の規定の適用につい當ては、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、住居手当、地域手当」を「俸給、扶養手当、住居手当、地域手当」とする。

（職員に係る他の法律の適用除外等）

（職員に係る他の法律の適用除外等）

○ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）
 （附則第六条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

		改 正 案	現 行
2 (略)	第十三条 (派遣期間中の給与等) （略） は、その派遣の期間中、給与を支給しない。 が実効的に行われることを確保するため特に規定する教育の業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められるときは、当該検察官等には、その派遣の期間中に、当該法科大学院設置者から受ける教授等の派遣手当、扶養手当及び期末手当、地域手当、広域異動手当、その他特別手当を支給することができる。	第十三条 (派遣期間中の給与等) （略） は、その派遣の期間中、給与を支給しない。 が実効的に行われることを確保するため特に規定する教育の業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められるときは、当該検察官等には、その派遣の期間中に、当該法科大学院設置者から受ける教授等の派遣手当、扶養手当及び期末手当、地域手当、広域異動手当、その他特別手当を支給することができる。	第十三条 (派遣期間中の給与等) （略） は、その派遣の期間中、給与を支給しない。 が実効的に行われることを確保するため特に規定する教育の業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められるときは、当該検察官等には、その派遣の期間中に、当該法科大学院設置者から受ける教授等の派遣手当、扶養手当及び期末手当、地域手当、広域異動手当、その他特別手当を支給することができる。
3 (略)	第十三条 (派遣期間中の給与等) （略） は、その派遣の期間中、給与を支給しない。 が実効的に行われることを確保するため特に規定する教育の業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められるときは、当該検察官等には、その派遣の期間中に、当該法科大学院設置者から受ける教授等の派遣手当、扶養手当及び期末手当、地域手当、広域異動手当、その他特別手当を支給することができる。	第十三条 (派遣期間中の給与等) （略） は、その派遣の期間中、給与を支給しない。 が実効的に行われることを確保するため特に規定する教育の業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められるときは、当該検察官等には、その派遣の期間中に、当該法科大学院設置者から受ける教授等の派遣手当、扶養手当及び期末手当、地域手当、広域異動手当、その他特別手当を支給することができる。	第十三条 (派遣期間中の給与等) （略） は、その派遣の期間中、給与を支給しない。 が実効的に行われることを確保するため特に規定する教育の業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められるときは、当該検察官等には、その派遣の期間中に、当該法科大学院設置者から受ける教授等の派遣手当、扶養手当及び期末手当、地域手当、広域異動手当、その他特別手当を支給することができる。

○ 国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）（附則第八条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

（育児休業中の給与の支給の特例）

第八条 育児休業をしている国会職員については、第五条第二項の規定にかかるらず、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第八条の規定に準じて両議院の議長が協議して定めるところにより、同条の期末手当又は勤勉手当に相当する給与を支給する。

改 正 案

（育児休業中の給与の支給の特例）

第八条 育児休業をしている国会職員については、第五条第二項の規定にかかるらず、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第八条の規定に準じて両議院の議長が協議して定めるところにより、同条の期末手当、勤勉手当又は期末特別手当に相当する給与を支給する。

現 行

○ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）（附則第八条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）
第七条 育児休業をしている職員については、第四条第二項の規定にかかわらず、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。以下「国家公務員育児休業法」という。）第八条に規定する育児休業をしている国家公務員の期末手当又は勤勉手当の支給についての事項を基準として定める条例の定めるところにより、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。

現 行

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）
第七条 育児休業をしている職員については、第四条第二項の規定にかかわらず、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。以下「国家公務員育児休業法」という。）第八条に規定する育児休業をしている国家公務員の期末手当、勤勉手当又は期末手当の支給についての事項を基準として定める条例の定めるところにより、期末手当、勤勉手当又は期末手当を支給することができる。

○ 裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第二百十一号）（附則第八条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

（期末手当等の支給）
第五条の二 育児休業をしている裁判官には、第四条の規定にかかわらず、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百九号）の適用を受ける職員の期末手当又は勤勉手当を支給する。

現 行

（期末手当等の支給）
第五条の二 育児休業をしている裁判官には、第四条の規定にかかわらず、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百九号）の適用を受ける職員の期末手当、勤勉手当又は期末特別手当を支給する。

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）（附則第十条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）
第八条（略）

（略）

第五項 第十九条 の四	（略）	
俸給月額	（略）	
俸給月額を算出率で除して得た額	（略）	

（育児短時間勤務職員についての給与法の特例）
第十六条 育児短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

現 行

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）
第八条（略）

（略）

（育児短時間勤務職員についての給与法の特例）
第十六条 育児短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

五項 の八 第十九条 及び第 五項 第十九条 の四	（略）	
俸給月額	（略）	
俸給月額を算出率で除して得た額	（略）	

			第六項	第十九項	人事院規則	育児短時間勤務職員の勤務時間考慮して人事院規則
(略)	第三項 条の八 第十九	(略)	<p>(任期付短時間勤務職員についての給与法の特例)</p> <p>第二十四条 任期付短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の中欄に掲げる字句とする。</p> <p>下欄に掲げる字句とする。</p>			
(略)	四の二、第十のか第十 条二、第十一七ら十一 及第十二条ま第一条の 及び十二条ので十条の 第三条の九、一の二、四、 十条の十、第条五、第	(略)				
(略)	第十二条、第十一 一条の十及び第十二 一条の二、第	(略)				

			第六項	第十九項	人事院規則	育児短時間勤務職員の勤務時間考慮して人事院規則
(略)	第三項 条の九 第十九	(略)	<p>(任期付短時間勤務職員についての給与法の特例)</p> <p>第二十四条 任期付短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の中欄に掲げる字句とする。</p> <p>下欄に掲げる字句とする。</p>			
(略)	四の二、第十のか第十 条二、第十一七ら十一 及第十二条ま第一条の 及び十二条ので十条の 第三条の九、一の二、四、 十条の十、第条五、第	(略)				
(略)	第十二条、第十一 一条の十及び第十二 一条の二、第	(略)				

第五章 防衛省の職員への準用等	第二十七条 この法律（第二条、第七条第六項、第十六条から第十九条まで、第二十四条及び第二十五条を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合に「政令」と読み替えるほか、次の表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	（略）	（略）	（略）	（略）
職員	給与法	（略）	（略）	（略）	（略）
、項育十法（職員（自衛官、教育又は同法第十五条第一項第一六条第一項の百設置者一教六置	防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項における一般的職の職員の給与に關す	（略）	（略）	（略）	（略）

第五章 防衛省の職員への準用等	第二十七条 この法律（第二条、第七条第六項、第十六条から第十九条まで、第二十四条及び第二十五条を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合に「政令」と読み替えるほか、次の表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	（略）	（略）	（略）	（略）
職員	給与法	（略）	（略）	（略）	（略）
、項育十法（職員（自衛官、教育又は同法第十五条第一項第一六条第一項の百設置者一教六置	防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の三第一項における一般的職の職員の給与に關す	（略）	（略）	（略）	（略）

2
•
3
（略）

2
•
3
（略）

2
•
3
（略）

○ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百三十三号）（附則第十一条関係）
 （傍線部分は今回改正部分）

	改 正 案	現 行
2 (略)	<p>第十二条 前条の規定による俸給を支給される職員に 附則第十九条の四第五項（給与法第十九条の四第五項） 第十二条 前条の規定による俸給を支給される職員に 附則第十九条の七第四項において准用する場合を含む。 第十二条 前条の規定による俸給を支給される職員に 附則第十九条の七第四項において准用する場合を含む。</p>	<p>第十二条 前条の規定による俸給を支給される職員に 附則第十九条の七第四項において准用する場合を含む。 第十二条 前条の規定による俸給を支給される職員に 附則第十九条の七第四項において准用する場合を含む。</p>
2 (略)	<p>第十二条 前条の規定による俸給を支給される職員に 附則第十九条の七第四項において准用する場合を含む。 第十二条 前条の規定による俸給を支給される職員に 附則第十九条の七第四項において准用する場合を含む。</p>	<p>第十二条 前条の規定による俸給を支給される職員に 附則第十九条の七第四項において准用する場合を含む。 第十二条 前条の規定による俸給を支給される職員に 附則第十九条の七第四項において准用する場合を含む。</p>

○ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十四号）（附則第十二条関係）
(傍線部分は今回改正部分)

改 正 案

2 第二条（給与法の一部改正に伴う経過措置）
（略）
前条ただし書の政令で定める日から起算して三年間
は、第一条の規定による改正後の給与法第十九条の七と
第一項の規定による改正後の給与法第十九条の八第二項の規定の適用については、同項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。
する。

現 行

2 第二条（給与法の一部改正に伴う経過措置）
（略）
前条ただし書の政令で定める日から起算して三年間
は、第一条の規定による改正後の給与法第十九条の七と
第一項及び第十九条の八第二項の規定の適用については、
評価又はその他の能力の実証」とする。
は、これらの規定中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十八号）（附則第十三条関係）
（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

現 行

2 第二条（略）
（職員の昇給等に関する経過措置）
この法律による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員のは、「人事評価」とあるのは、「人事評価」又はその間、「人事評価」とある。他の能力の実証」とする。

2 第二条（略）
（職員の昇給等に関する経過措置）
この法律による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項及び第十八条の三第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員のは、「人事評価」又はその間、「人事評価」とあるのは、「人事評価」又はこれ

○

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第〇〇〇〇号）
 （附則第十四条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

号

改 正 案	現 行
<p>（地方公務員等共済組合法の一部改正） 第四条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略） 第二条第一項第二号イ中「弟妹」を「兄弟姉妹」に改め、同項第五号を次のように改める。 第五号 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定めるものをいう。 手当を除いたものとし、その他の職員については政令で定めるものをいう。これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>（略） 第百四十二条第二項の表を次のように改める。</p>	<p>（地方公務員等共済組合法の一部改正） 第四条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略） 第二条第一項第二号イ中「弟妹」を「兄弟姉妹」に改め、同項第五号を次のように改める。 第五号 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとし政令で定めるものをいう。</p> <p>（略） 第百四十二条第二項の表を次のように改める。</p>
<p>（地方公務員等共済組合法の一部改正） 第四条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略） 第二条第一項第二号イ中「弟妹」を「兄弟姉妹」に改め、同項第五号を次のように改める。 第五号 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとし政令で定めるものをいう。</p> <p>（略） 第百四十二条第二項の表を次のように改める。</p>	<p>（地方公務員等共済組合法の一部改正） 第四条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略） 第二条第一項第二号イ中「弟妹」を「兄弟姉妹」に改め、同項第五号を次のように改める。 第五号 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとし政令で定めるものをいう。</p> <p>（略） 第百四十二条第二項の表を次のように改める。</p>

条 第一百四十四条の三第一項中「この法律の規定（第二項第二号、第四十二条（短期給付に係る部分）に

（略）	第六一二号項条	
（略）	もらにし令勤の項いを四地ののつ、で勉うにて受条方手いそ定手ち規はけの自當てのめ当期定、る規治には他るそ末す同職定法準、の手の手る条員の第ずこ職当他當手第に適二るれ員と政、當二つ用百	めのび、のもめ当期ると手こ職のるそ末もし当れ員と手の手のてにらにし当他当政準のつ、を政、令ず給いそ除令勤でる料てのいで勉定も及は他た定手
（略）	るつ、該令定る酬他期規職する給いと当でに。に政末定員る般与てし定基、該令手にに法職は、なめづ及当で当基つ律の、そいるくびし定、づいの職員この給も給他なめ勤くて適用のれ他与の与のいる勉給は、を給らのに（の法給給手与、を給に職限報う律与与当の同受准員る酬ちのに（そ法けに准に。に政規限報のちのる関	るのとし、その他の職員もとのうちは、これらに准して政令で定めることも

条 第一百四十四条の三第一項中「この法律の規定（第二項第二号、第四十二条（短期給付に係る部分）に

（略）	第六一二号項条	
（略）	ののつ、で別勤の項いを四地方手いそ定手勉うにて受条方當てのめ当期定、る規治には他るそ当期定法準、の手の手る条員の第ずこ職当他期手第に適二るれ員と政未當手第に適二つ用百	る手とし、その他の職員の当期の手当を除いて定めることも
（略）	、そいるくびし定未期規職する給も給他なめ特未定員る般他与の与のいる別手にに法職の、なめづ及当で当基つ律の職員のに（の法給給手与、を給に職限報う律与与当の同受准員る酬ちのに（そ法けに准する給与、該令定る酬他手与、を給に政規限報のちのる関	、そりのうちは、これらに准して政令で定めるもの

<p>附則第六項を附則第五項とする。</p> <p>附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とする。</p>	<p>(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正) 第一百九十九条 二十七年法律 二百六十六号 正する。</p> <p>(防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和改正) 第一百九十九条 二十七年法律 二百六十六号) の一部を次のように改正する。</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>第十二号条</p> <p>四地方自治法の規定は、その他の手当に規定する職員の勤務の項に適用され、その他の手当は、その他の手当に規定する職員の勤務の項に適用される。</p>
--	--	-----------------------	--

<p>。附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とする。</p>	<p>(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正) 第一百九十九条 二十七年法律 二百六十六号 正する。</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>第十二号条</p> <p>四地方自治法の規定は、その他の手当に規定する職員の勤務の項に適用され、その他の手当は、その他の手当に規定する職員の勤務の項に適用される。</p>
----------------------------------	---	-----------------------	--

○ 防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）（附則第十五条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）
第五条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

（略）

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）
第五条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

（略）

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）
第二十二条第一項中「、訓練招集」を「、自衛官候補生、訓練招集」に、「並びに学生」を「、学生並びに生徒」に改める。（略）

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）
第二十二条第一項中「、訓練招集」を「、自衛官候補生、訓練招集」に、「並びに学生」を「、学生並びに生徒」に改める。（略）

現 行

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）
第一条（施行期日）この法律は、平成二十二年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。一次に掲げる規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
ハイ・ロ（略）

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）
第一条（施行期日）この法律は、平成二十二年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。一次に掲げる規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
ハイ・ロ（略）

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）（附則第十六条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

現 行

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）
第二条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

（略）

第八条の二中「第六条の二」を「第六条の二第一項」に改める。
第十条の二第二項及び第十条の三第一項中「管理職員」を「管理監督職員」に改める。
第十九条の三第一項中「管理職員若しくは」を「管理監督職員若しくは」に、「管理職員等」を「管理監督職員等」に改め、同条第二項中「管理職員等」を「管理監督職員等」に改める。
第十九条の四第二項及び第十九条の七第二項中「特定管理職員」を「特定管理監督職員」に改める。
第十九条の八第二項中「管理職員等」を「管理監督職員等」に改める。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）
第二条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

（略）

第八条の二中「第六条の二」を「第六条の二第一項」に改める。
第十条の二第二項及び第十条の三第一項中「管理職員」を「管理監督職員」に改める。
第十九条の三第一項中「管理職員若しくは」を「管理監督職員若しくは」に、「管理職員等」を「管理監督職員等」に改め、同条第二項中「管理職員等」を「管理監督職員等」に改める。
第十九条の九第二項中「管理職員等」を「管理監督職員等」に改める。